

## 福山市一般廃棄物処理基本計画策定等業務に係るプロポーザル実施要領

### 1 目的

この実施要領は、福山市一般廃棄物処理基本計画策定等業務の契約の相手方となる事業者をプロポーザル方式により選定するため必要な事項を定める。

本業務は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理基本計画の策定及び循環型社会形成推進地域計画の改定に係る業務である。

### 2 業務の概要

#### (1) 業務名

福山市一般廃棄物処理基本計画策定等業務

#### (2) 業務内容

福山市一般廃棄物処理基本計画策定等業務仕様書のとおり

#### (3) 業務履行期間

契約締結日から2026年（令和8年）3月31日（水）まで

### 3 委託費

委託費の上限は14,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

### 4 選定方式及び契約方法

本業務は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識・経験等を有する業者から提案を広く公募し、プレゼンテーションを行って提案内容を評価するプロポーザル方式によって受注候補者を特定する。また、受注候補者と仕様書等について協議を行い、協議が整った時点で当該業者と随意契約を締結する。

### 5 参加資格

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する入札参加資格制限を受けていない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行っている者（再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) この公告の日から契約締結の日までの間のいずれの日においても、福山市の指名除外措置若しくは指名留保措置又は入札参加資格の取消しを受けていない者であること。
- (4) 福山市に納付すべき市税の滞納がない者であること。
- (5) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (6) 広島県内に本店、支店又はこれに準ずるものを有する者であること。
- (7) 2016年度（平成28年度）以降、国及び地方公共団体が発注する次のいずれかの業務について、元請として受注し、完了した実績を有すること。
  - ア 一般廃棄物処理基本計画策定業務（計画の見直し等を含む。）
  - イ 廃棄物処理に係る計画の策定業務（一般廃棄物処理基本計画を除く。）

ウ 廃棄物処理・再生利用に係る検討業務

6 参加申込の手続等

(1) 担当課

福山市 経済環境局 環境部 環境総務課  
広島県福山市東桜町3番5号  
電話：084-928-1071  
E-mail：kankyou-soumu@city.fukuyama.hiroshima.jp

(2) 選考スケジュール

公告	2025年(令和7年)4月28日(月)
実施要領等の配付期間	2025年(令和7年)4月28日(月)から 同年5月14日(水)まで
質問書の受付期間	2025年(令和7年)4月28日(月)から 同年5月5日(月)まで
質問書に対する回答期限・回答方法	2025年(令和7年)5月8日(木) 本市ホームページに掲載する。
参加申込書の受付期間	2025年(令和7年)4月28日(月)から 同年5月14日(水)まで
参加資格確認結果の通知	2025年(令和7年)5月16日(金)
企画提案書の受付期間	2025年(令和7年)5月19日(月)から 同年5月28日(水)まで
プレゼンテーションの実施	2025年(令和7年)5月下旬～6月上旬(予定)
企画提案書の選定通知	2025年(令和7年)6月上旬(予定)

※「予定」と記載されている日程は、必要に応じて変更することがある。

(3) 実施要領等の配付期間及び配付場所

ア 配付期間

2025年(令和7年)4月28日(月)から同年5月14日(水)まで(市の休日を除く。)午後5時まで

イ 配付方法

6(1)の担当課と同じ。福山市ホームページからダウンロード可。

(4) 質問書の提出及び回答

ア 質問書の受付期間

2025年(令和7年)4月28日(月)から同年5月5日(月)まで

イ 質問書の提出方法

質問事項がある場合は、質問書(様式7)により、「6(1)担当課」に電子メールで提出すること。メールの件名は「福山市一般廃棄物処理基本計画策定等業務質問書」とし、電子メール送信後、電話により電子メールの到着を確認すること。

ウ 回答

質問への回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、本市ホームページに2025年(令和7年)5月8日(木)午後5時までに適宜、掲載する。

## 7 参加申込書の作成等

### (1) 受付期間

2025年(令和7年)4月28日(月)から同年5月14日(水)まで(市の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで(郵送の場合は、5月14日(水)午後5時必着)。

### (2) 提出場所

6(1)の担当課と同じ。

### (3) 提出方法

持参又は郵送(持参の場合は、受付期間のうち市の休日を除く午前8時30分から午後5時まで)

- ・提出資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- ・郵送による提出の場合は「簡易書留」又は「特定記録」とする。

### (4) 提出書類及び部数

次のアからコまでの書類を作成し、各1部を提出すること。

エ、カ、キ及びクについては、提出日の3か月前の日以後に発行されたものとする。

ア 参加申込書(様式1)

イ 実績報告書(様式2)

2016年度(平成28年度)以降の国及び地方公共団体の一般廃棄物処理基本計画、廃棄物処理に係る計画の策定業務及び廃棄物処理・再生利用に係る検討業務(以下「関連業務」という。)の元請としての完了実績を記載すること。

ウ 商業登記簿謄本(写しでも可)

エ 提出期限の属する事業年度の直前の事業年度の財務諸表(法人の場合は、直前1事業年度の「貸借対照表」「損益計算表」「株主資本等変動計算書」及び「注記表」の写し)

オ 市税の完納証明書(写しでも可。本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの。ただし、本市における納税義務のない者は申立書(様式3)を提出すること。)

カ 納税証明書(写しでも可。国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がないことを証明したもの)

キ 印鑑証明書(原本)

ク 使用印鑑届(様式4)(実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に提出すること。)

ケ 委任状(様式5)(契約締結等に関する権限を支店長、営業所長等に委任する場合に提出すること。)

コ 誓約書(様式6)

※本市が必要と認める場合は、追加資料を求める場合がある。

## 8 プロポーザル参加資格の確認

7で提出された参加申込書等をもとに参加資格の確認を行う。

### (1) 参加資格確認結果の通知

参加申込書の提出者全員に、参加資格確認結果を電子メールで通知するとともに、2025年(令和7年)5月16日(金)付けで書面により、通知する。

### (2) 参加申込書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

ア 参加申込書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。

イ 参加申込書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について参加資格の確認を行う。

## 9 企画提案書の作成等

資格審査の結果、要件を満たしている旨の通知を受けた者は、次の項目について、企画提案書（様式8～11）を作成すること。

なお、企画提案書本文（様式11）は、A4サイズ20ページ以内、両面印刷とし、文字の大きさは、10ポイント以上（図表は除く。）、使用する言語は日本語、通貨は円とする。

### (1) 受付期間

2025年（令和7年）5月19日（月）から同年5月28日（木）まで（市の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで（郵送の場合は、5月28日（月）午後5時必着）。

### (2) 提出場所

6(1)の担当課と同じ

### (3) 提出方法

持参又は郵送（持参の場合は、受付期間のうち市の休日を除く午前8時30分から午後5時まで）

提出資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

郵送による提出の場合は、「簡易書留」又は「特定記録」とする。

### (4) 提出書類及び部数

ア 企画提案書（表紙）（様式8～10） 1部

イ 企画提案書（様式11） 10部

企画提案書は、1部のみ裏面に提出者名を記載し、残りの9部については、提案者が特定できる表記及び提案者が特定できるマーク社章は記入しないこと。

ウ 見積書 正本1部（任意様式）

見積書は、内訳明細が分かるよう記載すること。なお、本市が必要と認める場合は、追加資料を求める場合がある。

### (5) 企画提案書の内容

次に示した項目について提案すること。

ア 業務実績

イ 業務担当体制

ウ 廃棄物行政を取り巻く現状や課題等の認識

- ・廃棄物行政を取り巻く現状や課題、先進事例などの取組に関する認識
- ・本市の現状及び課題への理解

エ 今後のごみ処理方針の検討方法

- ・ごみ処理の評価、課題等の抽出
- ・ごみ発生量及び処理量等の予測
- ・今後のごみ処理方針の検討
- ・その他の施策の検討

オ 今後の生活排水処理方針の検討方法

- ・生活排水処理の評価、課題等の抽出

- ・し尿及び浄化槽汚泥の排出量の予測
- ・今後の生活排水処理方針の検討
- ・生活排水処理に関する必要な施策の検討
- カ その他独自の提案事項
- キ 作業工程表

## 10 企画提案書の評価及び評価基準

9で提出された企画提案書をもとに提出者によるプレゼンテーションを行い、別表「評価基準・評価項目」に基づき評価を行い、受注候補者を選定する。なお、最低基準点に達しない者は、受注候補者として選定しない。

### (1) プレゼンテーションの実施

#### ア 開催日時及び場所

開催日時：2025年（令和7年）5月下旬～6月上旬（予定）

開催場所：福山市役所本庁舎（予定）

※詳細については、後日、企画提案書提出者に通知する。

#### イ 企画提案の所要時間

(ア) プレゼンテーション 20分程度

(イ) 評価委員からの質疑 10分程度

#### ウ 注意事項

(ア) プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。

(イ) 指定の時間に遅れた場合は、審査対象から外すものとする。

### (2) 評価基準・評価項目

別表のとおり

### (3) 受注候補者の特定

別表「評価基準・評価項目」に基づく評価をもとに、市長が本業務の受注候補者として特定する。

### (4) 選定結果の通知

2025年（令和7年）6月上旬（予定）に審査を行い、企画提案書の提出者全員に選定結果を通知する。

審査結果に対する異議を申し立てることはできず、質問は一切受け付けない。なお、特定者に対する選定結果通知は、評価の結果、受注候補者として特定された事実を通知するものであり、業務の受注者として決定したものではないことに留意すること。通知後、本市と受注候補者との間で契約締結に向けた協議を行う。

### (5) 選定結果の公表

選定結果は本市ホームページで公表する。

### (6) 企画提案書の提出者が1者のみ又はいない場合の取扱い

ア 企画提案書の提出者がいない場合は、本件プロポーザルを取り止める。

イ 企画提案書の提出者が1者のみの場合は、当該1者について評価し、受注候補者としての適否を審査する。

## 11 契約の締結

(1) 本業務の契約は、市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行い、仕様書

の内容を確定した後に、見積合せの上、契約を締結するものとする。

- (2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となるが、受注候補者と本市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が9（4）で提出した見積書の額と同額になるとは限らない。

## 1.2 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 3の委託費を超えた見積書を提出した場合
- (4) 評価及び審査の公平性を害する行為があったと市長が認めた場合
- (5) 実施要領の内容に違反すると市長が認めた場合
- (6) その他市の指示に違反する場合

## 1.3 その他の留意事項

- (1) 業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断するものとする。
- (2) 参加申込書が提出されなかった場合又は参加資格がある旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書を提出できないものとする。
- (3) 参加資格がある旨の通知を受けた者が、提出期限までに企画提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなす。
- (4) 参加申込書及び企画提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーション等に要する費用等は、全て参加者の負担とする。
- (5) 提出された参加申込書及び企画提案書は返却しない。
- (6) 提出された企画提案書類の著作権は、その提出者に帰属することとする。
- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。
- (8) 提出された参加申込書及び企画提案書は、受注候補者の選定以外に提出者に無断で使用しない。ただし、選定に必要な範囲において複製することがある。
- (9) 参加者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできない。
- (10) 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の差替及び再提出は認めない。
- (11) 提出された参加申込書及び企画提案書は、福山市情報公開条例（平成14年条例第2号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- (12) 参加申込書又は企画提案書の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式自由）を担当課に持参又は郵送により提出することとする。
- (13) 参加者（参加を予定している者を含む。）又はその関係者は、評価委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。
- (14) 本業務は、プロポーザル方式により受注者を選定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ、福山市との協議に基づいて決定するものとする。
- (15) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、福山市は契約を解除できるものとする。この場合、市に生じた損害は受注者が賠償するものとする。

(16) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止する場合がある。この場合、福山市は、参加者に対して一切の責任を負わないものとする。

(17) 参加者は、参加申込書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとする。

## 福山市一般廃棄物処理基本計画策定等業務評価基準・評価項目

評価項目	評価内容	配点	小計
(1) 業務の実績	関連業務の実績	/5	/5
(2) 業務の実施体制	担当技術者の経験、実績	/5	/10
	実施体制、配置人員など（専任・兼任の別、配置状況）	/5	
(3) 見積書	見積価格の妥当性	/10	/10
(4) 企画提案書	ア 廃棄物行政を取り巻く現状や課題等の認識 ・廃棄物行政を取り巻く現状や課題、先進事例などの取組に関する認識 ・本市の現状及び課題への理解	/10	/60
	イ 今後のごみ処理方針の検討方法 ・ごみ処理の評価、課題等の抽出 ・ごみ発生量及び処理量等の予測 ・今後のごみ処理方針の検討 ・その他の施策の検討	/20	
	ウ 今後の生活排水処理方針の検討方法 ・生活排水処理の評価、課題等の抽出 ・し尿及び浄化槽汚泥の排出量の予測 ・今後の生活排水処理方針の検討 ・生活排水処理に関する必要な施策の検討	/20	
	エ その他独自の提案事項	/5	
	オ 作業工程表	/5	
(5) プレゼンテーション	プレゼンテーションの分かりやすさ	/5	/15
	資料内容（内容の分かりやすさ、構成等）	/5	
	質疑・応答（質問内容の把握、回答の的確さ）	/5	
合 計			/100